

規制の事前評価書

法令案の名称：電波法及び放送法の一部を改正する法律案

規制の名称：特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設

規制の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

評価実施時期：令和7年2月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 電波の有効利用を促進するため、特定高周波数無線局（6GHz 超の周波数を使用する無線局であって、同一の者が一定の区域内で相当数開設することが必要であるものをいう。以下同じ。）を開設することのできる者を価額競争（参加者に入札又は競りの方法により納付する意思のある金銭の額の申出をさせ、最も高い価額を申し出た参加者を落札者として決定する手続をいう。以下同じ。）により選定する制度を創設する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 電波利用の多くを占める携帯電話は、かつては 700MHz 帯等の比較的低い周波数帯（いわゆるプラチナバンド）を使用していたが、伝送容量の増加に伴い、現在では、1.7GHz 帯、2.3GHz 帯、3.7GHz 帯、4.5GHz 帯等の周波数帯も携帯電話に使用されるようになってきている。このため、携帯電話における更なる伝送容量の増加も見据えると、今後生じる携帯電話以外の新たな電波利用ニーズに対しては、6GHz 超の更に高い周波数帯の活用を図ることが最も現実的な選択肢となりつつある。
- 6GHz 超の周波数は、伝搬距離が短いため利用の難易度が高く、従来は天文観測等の限られた用途に利用されてきたが、近年は、無線技術の進展により、一定の区域における大容量通信に利用することが可能となっており、同種の無線局を多数開設すれば、相当程度に広範囲な区域（例えば、市町村単位）における大容量通信に利用することも可能となっている。
- このような 6GHz 超の周波数を利用した大容量通信（以下「高周波数大容量通信」という。）は、その実現のためには一定の区域内において同一の事業者が同種の無線局を相当数開設する必要があるという点では従来の携帯電話と共通するが、①同一の事業者が全国的なエリアカバーを図ることまでは想定されておらず、エリアカバー率が高いほど電波を能率的に利用しているとは必ずしも言えない、②農業分野、林業分野、工業分野、観光分野等の様々な分野における多様な用途が想定されており、実現のための技術方式も用途に応じた様々なものが提案されているといった点で、従来の携帯電話とは異なる。このため、高周波数大容量通信を行うために開設される無線局については、以上のような特徴を踏まえた新たな周波数割当て方式を導入することが求められている。
- 具体的には、比較審査を通じて希望者の中で最も能率的に電波を利用し得る者を選定し、その者に一定期間の排他的な免許申請権を付与するという点では現行の特定基地局開設計画制度（※）と共通の仕組みとしつつも、その場合の比較審査の基準としては、創意工夫に基づく多種多様な利用形態の提案に対して中立的な審査を行う観点から、専ら希望者が排他的な免許申請権を得る対価として納付する意思のある金銭の額に着目した仕組みとすることが求められている。

（※）「特定基地局開設計画制度」は、携帯電話の基地局など、専ら全国的なエリアカバーを念頭に整備が必要

とされる無線局（特定基地局）については、無線局免許に先立って、開設計画（基地局の整備計画）の認定申請を受け付け、総務大臣の認定を受けた者のみが免許申請可能となる制度である。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 以上の考え方にに基づき、特定高周波数無線局については、価額競争により、当該無線局免許を排他的に申請することができる者を認定する制度（以下「特定高周波数無線局開設制度」という。）を導入することとする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

☒検討した ☐検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 現行において、排他的に申請することができる者を認定する制度として、特定基地局開設計画制度が導入されているところ、同制度では以下理由から「1 規制の必要性・有効性」に記載した課題を十分に解消できないと思われるため、新たな規制手段を導入することとする。

〔理由〕高周波数大容量通信については、従来の携帯電話と異なり、エリアカバー率が高いほど電波を能率的に利用しているとは必ずしも言えないから、エリアカバー率を比較審査の基準とすることは適当ではない。また、高周波数大容量通信の多種多様な利用形態間の優劣を判定することは困難であるため、利用形態を比較審査の基準とすることも適当ではない。その一方、ある周波数の排他的な利用を希望する者にその対価として納付する意思のある金銭の額を提示することを求めた場合、その者は当該周波数の利用により自らが得られる経済的利益を予測して提示する金銭の額を決定するから、最も高い額を提示した者が当該周波数を能率的に利用するための最も優れた能力及び構想を有していると考えることができる。

<その他非規制手段の検討状況>

- ☐非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
- ☒非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
- ☐非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
- ☐非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 比較審査を通じて希望者の中で最も能率的に電波を利用し得る者を選定し、その者に一定期間の排他的な免許申請権を付与することとする観点から、非規制手段では課題を十分に解消できないと思われるため、非規制手段については検討していない。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 特定高周波数無線局開設制度の導入により、事業者等の創意工夫による多様なサービスを価額競争により公平に審査を行うことが可能となり、また認定された事業者等のみが無線局の開設を可能とすることで創意

工夫による柔軟なサービスの開発・展開を可能とし、6GHz 超の周波数の電波利用の促進が期待されるもの。

- ・ 本制度の新設による多種多様なサービスの創出の効果を定量的に把握することは困難であるが、価額競争における落札者となり実際に参入した事業者や導入した無線局の種類・数などを事後的に評価することとする。

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・ 本制度の導入により、価額競争への参加希望者が申込手続を行うための費用が発生する。当該費用を一律的に示すことは困難であるが、例えば 1 件当たりの申請書記入等のために 5 人で 30 分を要すると仮定すると、1 件当たりの費用は、
 $5 \text{ 人} \times 30 \text{ 分} \times \text{時給単価 } 3,072 \text{ 円} (\text{※}) = 7,680 \text{ 円}$
と推計される。
- ・ また、価額競争の実施中に、参加者が入札するための費用が発生する。当該費用を一律的に示すことは困難であるが、例えば 1 件の価額競争当たり 5 人で 10 時間を要すると仮定すると、1 件当たりの費用は、
 $5 \text{ 人} \times 10 \text{ 時間} \times \text{時給単価 } 3,072 \text{ 円} = 153,600 \text{ 円}$
と推計される。

(※) 時給単価 3,072 円の考え方

$5,303,000 \text{ 円} (\text{令和 5 年分民間給与実態統計調査 (国税庁) における令和 5 年分の平均給与額 (正規、年間)}) \div 1,726 \text{ 時間} (\text{労働統計要覧 (厚生労働省) の年間総労働時間 (実労働時間数) 事業所規模 30 人以上 (令和 5 年)})$

＜行政費用＞

(価額競争の導入に係る環境整備及び効果の検証の費用について)

- ・ 本制度導入後、価額競争の円滑な実施に向けた体制構築、必要に応じて価額競争システムの調整・運用、価額競争の導入による効果の検証等に係る環境整備のための費用が価額競争 1 件当たり約 3～4 億円発生すると想定され、今後 10 年間に於いて価額競争を 2 回程度実施すると仮定した場合には合計約 6～8 億円発生すると想定される。

(申請の処理に要する費用について)

- ・ 本制度の導入により、総務省において、価額競争への参加申請に係る欠格事由等の審査に係る人件費が発生する。当該費用を一律的に示すことは困難であるが、例えば 1 件当たりの申請書に係る審査に 5 人で 30 分を要すると仮定すると、1 件当たりの費用は、
 $5 \text{ 人} \times 30 \text{ 分} \times \text{時給単価 } 1,491 \text{ 円} (\text{※}) = 3,728 \text{ 円}$
と推計される。
- ・ また、価額競争の実施中に総務省職員が対応するための費用が発生する。当該費用を一律的に示すことは困難であるが、例えば 1 件の価額競争当たり 5 人で 10 時間を要すると仮定すると、1 件当たりの費用は、
 $5 \text{ 人} \times 10 \text{ 時間} \times \text{時給単価 } 1,491 \text{ 円} = 74,550 \text{ 円}$
と推計される。

(※) 時給単価 1,491 円の考え方

$231,049 \text{ 円} (\text{令和 5 年国家公務員給与等実態調査における行政職俸給表 (一) 2 級職員の平均俸給額 } 231,049 \text{ 円}) \div (7.75 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 4 \text{ 週間})$

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 総務省の有識者会議において「低い周波数帯（プラチナバンド～サブ6帯）の活用によるエリアカバレッジの向上を図るとともに、令和7年度（2025年度）末までに新たな割当が想定されるミリ波帯（26/40GHz帯）での「条件付オークション」の導入を通じて、イノベーションや新サービスの創出を促進することが必要」とされた。
- ・ 事業者からは、当該会議において「条件付オークションの適用条件を6GHz超の帯域とすることは妥当」「ミリ波等の高い周波数は事業者毎の創意工夫による多様な利用形態が想定されるため条件付オークションの対象となる」といった意見が寄せられた。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ デジタル変革時代の電波政策懇談会 5G ビジネスデザインワーキンググループ（令和5年1月～同年7月）
- ・ デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会（令和5年11月～令和6年8月）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 以下総務省 HP において公表済み。
 - ・ デジタル変革時代の電波政策懇談会 5G ビジネスデザインワーキンググループ：
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/denpa_DX/index.html
 - ・ デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会：
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_business/index.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充】

- ・ 本改正の施行状況を踏まえ、法案が成立した場合における施行後3年を目途として、事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。